

規制シート(様式)

160198700300001

作成日:2017/11/20

規制の名称	登録喀痰吸引等事業者等の登録等	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室長 柴田 拓己
規制目的	介護福祉士等が喀痰吸引等を行うに当たっての安全性の確保等		
規制内容の概要	介護福祉士や医療的ケアに関する教育を受けた介護職員等による喀痰吸引等の実施を可能とすることに伴い、介護福祉士等が喀痰吸引等を行うに当たっての安全性の確保等の観点から、喀痰吸引等業務を行う事業者や喀痰吸引等研修の実施機関を都道府県知事の登録制にするとともに、必要に応じて登録の取消し等を行うことを可能とする仕組みや登録を受けずに業務を行った場合等についての罰則などを設けた。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>喀痰吸引等事業者等の登録制等については、医療と介護の両方を必要とする高齢者等に対し、限られた人材の中で、介護福祉士等が適切かつ安全に医療的ケアを実施する必要性から設けられたものであり、その必要性は現在も変わっていない。</p> <p>また、平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護職員等喀痰吸引等制度の安全管理体制等の確立に関する調査研究事業」において、介護職員等による喀痰吸引等の実施にかかる問題点等の調査及び有識者や関係団体等による検討を行い、「安全のための仕組みの定着・継続に向けて、より一層の取組みが求められる。」とされた。</p> <p>これについては、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会等においても、現時点では、安全性の確保等の観点から設けられている現状の登録制等について見直すべきという意見はない。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第2条		
次の見直し時期	—		